

第1回幹事会の結果概要

日時：10月18日(火) 11:30～14:00

場所：関内駅前第2ビル2階特別会議室

議題：5つの議題と今後のML運営について議論しました。

◆出席者(順不同・敬称略)：

幹事 札幌市渡辺、我孫子市杉山、三重県森下、佐賀県岩永、
千葉県湯下

オブザーバー 滋賀県山中

事務局(千葉県) 豊島、松井

【今後のML運営】

これだけ大勢の方がMLに参加いただけるようになり、嬉しい反面、多くの方が傍観者になってしまうという懸念が共有されました。

【合意事項】

- ・ 月1回、幹事会がメールマガジンを発行する。
- ・ 内容は、大きく2本立て。
- ・ 1ヶ月の間にMLで交換された情報の整理。特に、質問や疑問が投げかけられたメールに対する対応。
- ・ もう一つは、会員のニーズが高い情報をリレー方式のコラムで掲載。
※ このコラムで扱う情報を募集します。

【5つの議題】

1. 来年度の事業方針(資料1、2を参照)
2. 横浜大会交流会の企画(資料3を参照)
3. 第3回滋賀県大会に向けた意見交換・情報共有
4. 第4回大会開催自治体の公募方法の確認(資料4を参照)
5. ネットワークの入退会、幹事会の再編ルール案(資料5を参照)

※個別内容は以下を参照

1. 来年度の事業方針(資料1、2を参照)

基本方針として、NPO活動推進自治体フォーラム(以下「大会」という)をネットワークの「1年間の集大成の場」と位置付け、「ネットワークと大会との連動を明確化し、

現行事業を活性化していく」ことが確認されました。

また、事業運営に関して、現行は事務局及び一部自治体の協力で運営していますが、今後、自立的な運営をしていくために、どう事業収入を確保すべきかをなどを議論しました。

【合意事項】

- ・ 各自治体が負担金を予算化し、事業収入を確保することは難しいので、可能な限り、経費の削減に努めていく。
- ・ 大会参加費に上乗せして、その部分をネットワークの経費にあてることを優先的に検討していくことを合意点として、法的な問題などを考慮しながら、具体的な手法を検討していく。
- ・ 次回開催自治体である滋賀県と調整をしていく。
- ・ 研究会の調査、ML 上の情報交換などからストックすべき情報が生まれているが、今後、ますます過去の ML を検索して必要な情報を得ることは難しくなる。
- ・ 来年度の新規事業として、できるだけ費用をかけない方法で HP (ホームページ) を開設する。

【その他】

◆事業収入を確保するアイデア

- ・ 大会申し込み時に参加費ではなく、個人寄附を募ったらどうか。
- ・ 今後、学会などのように「個人会員」としての入会を認め、会費を取ることも検討したらどうか。
- ・ 大会の交流会費に上乗せしたらどうか。

◆この自治体ネットワークの終期に関するアイデア

日本 NPO センターが発表した「信頼される NPO の 7 つの条件」のように、「市民から信頼される行政の 7 つの条件 (仮称)」を設定して、会員自治体がこの条件をクリアするようになったら、ネットワークを解散したらどうか。

2. 横浜大会交流会の企画 (資料 3 を参照)

3. 第 3 回滋賀県大会に向けた意見交換・情報共有

滋賀県では「平成 18 年 11 月中」の開催を検討中。

【合意事項】

- ・ 開催日について。
- ・ NPO 活動推進自治体フォーラムは、主なターゲットを自治体職員としているので、平日 2 日間で開催できる日程を検討していただく。

4. 第4回大会開催自治体の公募方法の確認(資料4を参照)

資料4の内容は、今年7月に決定した17年度事業計画の中で確定済みです。幹事会の役割を再確認し、公募時期を検討しました。

【合意事項】

- ・ 横浜大会後、あまり時期を開けずに、できれば12月中に公募開始し、2ヶ月程度の十分な期間を公募期間にあてる。

・

5. ネットワークの入退会、幹事会の再編ルール案(資料5を参照)

【入会ルール】

- ・ 現在の申込書を引き続き活用する。
- ・ MLに新規登録後、自己紹介がない自治体が多い。
(改善策) 申込書の項目に「ネットワークに一言メッセージ」を入れる。

【退会ルール】

- ・ 規定の様式は作らない。
- ・ 退会にあたって、必要項目を定め、それを事務局に提出する。
- ・ 必要項目は、退会者、退会するメールアドレス、退会理由。

【幹事、MLサポートチーム】

- ・ 任期は年度内として、新年度に公募する。
- ・ メンバー数は設定せず、手を上げたメンバーで構成する。
- ・ 公募に際しては、適正規模として幹事は5名程度、サポートチームは3名程度を例示する。
- ・ ただし、来年度は現体制がスタートしたばかりであることから、人事異動など特別な事情がない限り、再任する。
- ・ 特別な事情により退任された人数程度を、18年4月に公募する。

以上